

第8章 活用の方向性と方法

第1節 方向性

- (1) 市民や来訪者が、史跡の価値について知り理解を深めるために、仙台城跡の遺構や調査成果は原則として公開します。仙台城跡の公有地部分の公開にあたっては、来訪者の安全に配慮したうえで行うものとします。発掘調査や史料調査などの成果については、ある程度のとりまとめができた段階で公開しますが、発掘調査成果などの内容によっては、速報的に公開していきます。
- (2) 仙台城跡を、仙台市民にとって子どもから大人まで生涯にわたる学びの資源として提供します。学校教育と生涯学習それぞれの学びの場に応じて、市民が仙台の歴史に触れ深く知る機会の創出に努めます。
- (3) 城がつくられると同時に城下もつくられましたが、仙台城下の特徴は、広瀬川を挟み城と城下が対峙している点にあります。例えば、広瀬川に沿って歩き、城と城下の地形を見比べる街歩きなどの実施により、仙台城跡とともに仙台城下についても知る機会の創出に努めます。
- (4) 国民の財産である史跡仙台城跡を観光資源としても活かすことにより、交流を生み、地域の誇りを認識し、地域経済を活性化させるという観光まちづくりの視点からの施策について、保存とのバランスを取りながら検討していきます。
- (5) 仙台城跡へは、市民をはじめ国内外から多くの方々が訪れます。そのため、例えば案内や解説にあたり多言語に対応するなどの様々な手法を検討します。また、市外や国外に住んでいる方々に仙台城跡を知ってもらうため、観光案内へ興味を引く表現を工夫したり、インターネットによる情報公開などに努めます。
- (6) 仙台城跡をはじめとして、仙台市、塩竈市、多賀城市、松島町に存在する、主に伊達政宗の事跡に関連する数多くの文化財が、「政宗が育んだ“伊達”な文化」として日本遺産に認定されています。仙台城跡の活用にあたっては、日本遺産を構成する他の文化財との活用とも連携していきます。また、仙台市内にあるさまざまな時代、さまざまな種類の文化財も活用しながら、市民が仙台の歴史に触れる機会を創出します。

第2節 方法

(1) 学校教育における活用

現行の小学校学習指導要領の社会の目標には、「伝統や文化に関する教育の充実」*がポイントの一つにあげられ、歴史教育や文化遺産に関する教育、地域学習の充実が求められています。そのため、文化財課では、学校が実践する歴史教育、地域教育を専門的な立場から支援しており、今後とも継続していきます。具体的には、以下の活動を進めていきます。

*目標 (1) 地域や我が国の国土の地理的環境、現在社会の仕組みや働き、地域や我が国の歴史や伝統と文化を通して社会生活について理解するとともに、様々な資料や調査活動を通して情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。

- ・ 学校の授業で使用する教材として、仙台城跡の調査成果（パンフレット、映像資料、遺物な

ど)を活用します。市内のいくつかの学校では周辺の遺跡から出土した縄文土器や土師器などの遺物を展示していますので、仙台城跡から出土した遺物も学校に展示することなどを検討します。

- ・ 学校へ文化財課職員が出向いて出前授業を行います。授業では瓦、陶磁器などの出土遺物に直接触らせるなど、子どもたちの記憶に残る授業を工夫します。また、校外学習として子どもたちが仙台城跡を訪れて、石垣や大広間跡遺構表示整備などを見学する際、文化財課職員が案内し遺構を解説するなどの支援を行います。
- ・ 子どもたちが仙台城跡や仙台の歴史について自主的に研修する際に支援します。
(例) 研修の進め方の相談に応じる、調査成果などの資料を提供するなど
- ・ 大学における歴史学・考古学・土木工学等の分野での研究と連携します。
(例) 考古学専攻の学生の研究、地震で被災した石垣の土木工学的研究、地中レーダ探査や地形レーザ測量などの技術研究、石垣石材加工技術や石工道具などの民俗学的研究など

(2) 生涯学習における活用

- ・ 市民を対象とした催しを企画し、史跡の価値について知る機会を創出します。発掘調査現場の公開、出土遺物の展示会の開催、石垣などの遺構の見学会の開催、仙台城跡や仙台の歴史に関わる講座や講演会の実施、石垣石材の石引きなどの体験プログラムの実施などが考えられます。
- ・ 社会学級や市民センターなどにおける市民の自主的な学びを積極的に支援します。社会学級や市民センターが企画する事業(歴史を学ぶ講座、仙台城跡の見学、城下のまちあるき、遺物や写真の展示など)の企画立案や実施に協力します。
- ・ 市内にある多くの社会教育施設の専門性や特色を生かした事業と連携していきます。「仙台・宮城ミュージアムアライアンス(SMMA)^{※1}」や、「仙台歴史ミュージアムネットワーク(歴ネット)^{※2}」の活動との連携を図ります。特に、仙台城跡のガイダンス機能を持つ仙台市博物館とは、展示の充実や講演会・シンポジウムの開催、体験プログラムの実施など、連携して事業を進めます。

※1 仙台・宮城ミュージアムアライアンス：仙台市域のミュージアム施設が参加し、ミュージアムの発信力を高め多面的な学びの機会を創出するための情報発信や連携事業を実施。

※2 仙台歴史ミュージアムネットワーク：市内にある歴史・文科系のミュージアム施設が参加し、見学者が仙台の歴史・文化に親しんでもらえるよう、解説シートの作成やイベントを実施。

(3) 地域における活用

- ・ 史跡の調査や維持管理は行政が主として担うものですが、条件を整えて市民の参加を募ることも検討していきます。調査の面では、たとえば石垣カルテの作成の際に、石垣を市民と一緒に観察したりすることも考えられます。維持管理の面では、石垣に設置したすき間ゲージの数値を測定することや、石垣をはじめとした遺構の除草作業などに市民参加を求めるなども考えられます。これらの活動を通して、市民の間に「わたしたちのお城」であり愛護していく対象であるという意識が醸成されることを期待します。

- ・仙台城下についての理解を深めるような取り組みを工夫します。仙台城下の大半は戦災で焼失してしまいましたが町割りは残っていることから、道をたどりながら城下をめぐり、大橋を渡って仙台城跡に足をのばすようなまち歩きの企画により、城と城下の特色を市民や観光客に理解してもらうよう努めます。
- ・市内には、さまざまな時代の遺跡や文化財が多数残されています。仙台城の築城も仙台の長い歴史の中のひとこまですので、歴史のなかの仙台城跡、市内にある多様な文化財のひとつである仙台城跡、といった視点も踏まえた事業を検討します。たとえば、パンフレットやHPでの解説において、仙台の歴史全体を解説することや、周辺の遺跡や文化財を近世に限らず紹介するなどが考えられます。
- ・仙台城跡では、主に本丸跡を中心にボランティアガイドによるガイド活動が行われています。今後も、市民がボランティア活動により主体的・意欲的に活躍できる機会を増やすことや、スキルアップの機会を充実していきます。現在の来訪者の動向をみると本丸跡でのガイドが主なものとなっていますが、今後は、追廻地区にできる青葉山公園（仮称）公園センターを起点とした城内の案内や、地下鉄国際センター駅・大町西公園駅など周辺の地下鉄駅を起点とした案内など、多様なガイドコースの設定についても、市民団体とともに取り組んでいきます。
- ・仙台城跡の立地する青葉山地区には、仙台市博物館・宮城県美術館といった社会教育施設の他、国際センター、川内萩ホールなど人が集う施設が集中しています。今後、追廻地区に青葉山公園（仮称）公園センターが整備されますが、その機能について「公園センターは青葉山公園と仙台城跡のエントランスとして、青葉山公園、仙台城跡及び周辺地区の歴史・自然資源及び施設をつなぐ連携の核となり、合同のアクション（情報発信やイベントなど）を起こすなど、仙台のシンボルエリアとしての魅力を向上させることが求められる。」とされています（「青葉山

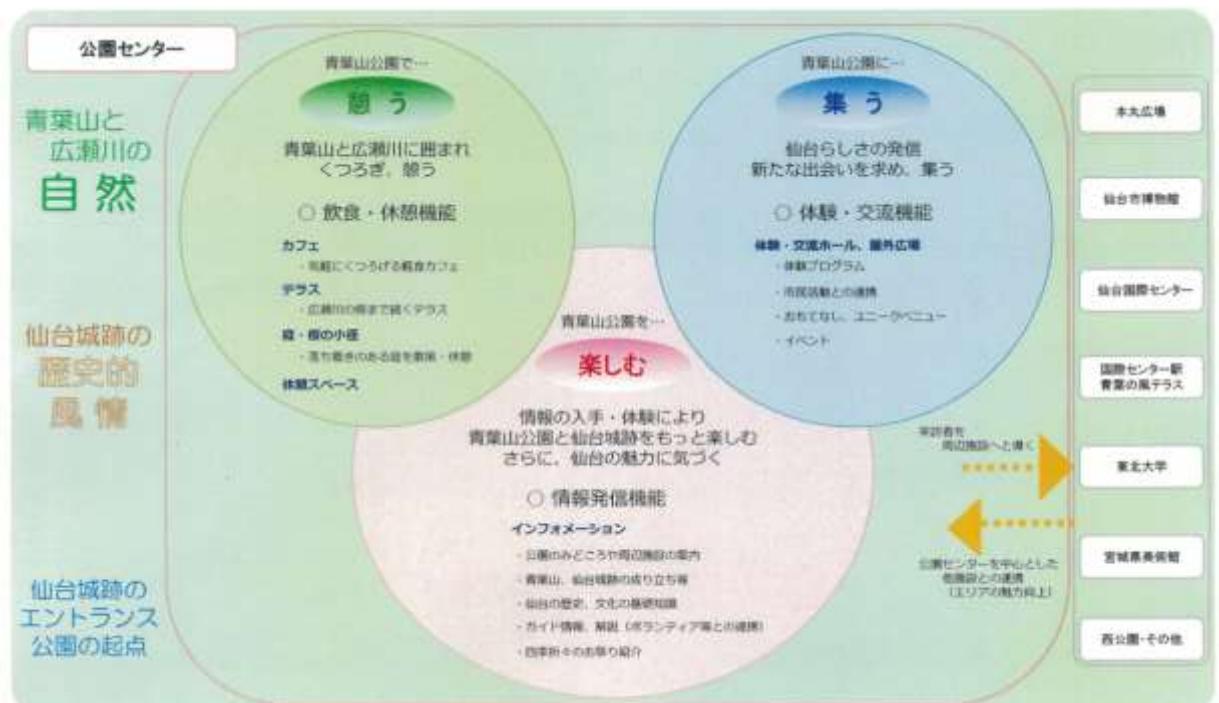


図 8-1 （仮称）公園センターの機能展開図
（「青葉山公園（仮称）公園センター基本計画」平成 29 年 4 月より）

公園（仮称）公園センター基本計画」平成29年4月）来訪者への取り組みは、各施設それぞれで行われていますが、公園センターを通して連携を図ることも検討していきます。各施設への来訪者の来訪目的はさまざまですが、共通することは、仙台城跡を訪れていることですので、そのことに気づいてもらえるような取り組みを図っていきます。

(4) 観光まちづくりにおける活用

- ・ 国史跡として指定されている仙台城跡は国民共有の貴重な財産ですので、国内外の多くの方々にその価値をより深く知っていただきたいと思います。そのための情報発信や現地での解説などについては、観光に携わる関係者の意見も聞くことにより、より多くの方々に仙台城跡の価値を広く伝え、仙台への来訪者の増加につながるよう努めます。
- ・ 多くの方が仙台城跡を訪れるきっかけづくりとして、史跡空間を利用した活動を検討します。仙台城跡の歴史に関わるイベントに加え、例えば石垣を利用したプロジェクトマッピングのようなアートイベントなど、他の史跡での実施例なども参考に検討していきます。
- ・ 日本遺産「政宗が育んだ“伊達”な文化」に認定されたことを効果的に活用した事業を展開します。市内を循環する観光バス「るーぷる仙台」は、仙台城跡をはじめとして、日本遺産の構成文化財である経ヶ峯伊達家墓所、大崎八幡宮、文化財を所蔵する仙台市博物館などを結んでいます。「るーぷる仙台」による見学は、日本遺産のストーリーを知るうえで入門的なモデルコースとも言えます。日本遺産事業の充実について本市内の関係する部局と連携を図ります。さらには宮城県との連携も進め、瑞巖寺など県内にある多くの資産も活用した周遊ルートなども開発し、仙台城跡への集客向上を目指します。

市内にはその他の構成文化財として、陸奥国分寺薬師堂、東照宮がありますが、これらも含めた活用事業も検討していきます。陸奥国分寺跡は、地下鉄東西線の駅に近く、平成29年度には史跡整備を行い「史跡陸奥国分寺・尼寺跡ガイダンス施設」が建設されましたので、今後より一層、活用をすすめていきます。



図 8-2 本丸大広間跡でのボランティアガイド活動



図 8-3 仙台城内を走る「るーぷる仙台」

第9章 整備の方向性と方法

第1節 方向性

1 全体の方向性

現行の「仙台城跡整備基本計画」(平成17年3月)に基づいた整備に継続して取り組むとともに、策定から10年以上経過している現行計画については早期に見直します。整備基本計画については、進捗状況についての点検を行いながら、10年間程度で見直すこととします。

整備事業の設計にあたっては、発掘調査や史料調査などを十分に行い、その成果に基づく正しい理解を広めるものとします。

整備の課題としてあげられている城郭として理解しにくい点を解決するため、現存遺構の顕在化や調査成果に基づく遺構表示などにより、かつての姿を尊重した整備を検討します。

整備事業の過程では、工事等の経過をできるだけ公開することとし、市民や観光客に整備事業に対する理解を深めてもらうよう努めます。

2 保存のための整備の方向性

石垣や土塁等の地表顕在遺構、城郭を構成する自然地形、御裏林（青葉山）の自然環境、埋蔵文化財などを良好な状態で保護するため、現状を把握するとともに日常的な維持管理に努めます。修理が必要な個所は計画的に対応します。自然災害等で被害を受けた遺構は、可能な限り早期に復旧します。

3 活用のための整備の方向性

仙台城跡全体を、歴史や地形、歴史遺産及び自然遺産の状況、現在の土地利用状況等を勘案して、いくつかの整備ゾーンに分割して整備し、訪れる人が、各々の興味関心に応じて、複数の拠点を回遊することができるようになります。

遺構の表現にあたっては、調査の成果に基づき史実を確認した上で、有識者や宮城県教育委員会、文化庁などと内容を十分に検討したうえで行います。

遺構の表現以外の諸施設については、来訪者が快適に史跡を見学できるよう、ユニバーサルデザインに配慮したものとします。

第2節 方法

1 保存のための整備（修理）に関わる手法

(1) 構成要素の保存に必要な整備（修理）の技術的手法

まず測量や現況調査により遺構の現状把握を行い、管理のための台帳（石垣カルテなど）を作成します。台帳に基づき日常の維持管理を行い、変状などを早期に把握するように努めます。

自然災害等により遺構に被害が生じた場合は、第1に被害拡大防止の措置をとります。その後、被害状況を把握したうえで、可能な限り早期に復旧します。復旧の範囲は必要最小限とし、工法については遺構の保存のうえで最適なものを選択します。

遺構保存及び景観維持のうえで支障となる樹木については、まず現状を把握したうえで、遺構保存及びあるべき景観についての方針を検討します。そのうえで、方針に基づき計画的に樹木の

剪定や伐採を行います。



図9-1 整備ゾーンの概念図
(「仙台城跡整備基本計画」平成17年3月より)

(2) 本質的価値の普及・啓発に必要なパンフレットその他の情報発信に係る技術的手法

調査成果や整備の経過等を、展示会、講座、パンフレット、ホームページ等により公開します。内容は必要に応じて更新します。

2 活用のための整備に関する手法

(1) 史跡における遺構の復元展示・表示等の技術的手法

遺構の表現は、サイン、遺構表示、復元遺構、復元建造物により行います。設計にあたっては、各種の調査成果を十分に検討し、史実を確認したうえで行います。

文化庁記念物課史跡部門・整備部門により『月刊文化財』628号(2016)に明記された「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」を踏まえ、かつて仙台城跡に存在した歴史的建造物については、遺構が発掘調査により明らかとなり、かつ建築構造等に関する指図、絵図、古写真等の存在が確認される場合には、整備の一手法として必要な範囲で復元整備を行うものとします。

(2) 案内・解説・展示に必要な施設の整備に係る技術的手法

案内・解説板の設置計画については、整備基本計画において方針を定めたうえで、具体的な設置計画に基づき設置します。平成18年度に「仙台城跡サイン設置実施設計」により、既設サインの統合、新設位置、仕様などについて取りまとめていきます。今後、整備基本計画の見直しに伴い、サイン設置実施設計の内容も再検討したうえで、計画的な設置を進めていきます。

既設の案内・解説板については、その後の調査の進捗や、見学者からの意見、ガイド活動を行っている市民団体の意見などを参考に、設置場所や内容を変更することも検討していきます。

解説の内容については、現在4か国語で表記していますが、多言語に対応したり、映像や音声と連動するなど、新たな技術の導入を検討していきます。

(3) 公開に必要な情報発信のための施設等の整備（設置）に係る技術的手法

仙台城跡のガイダンス施設としては、本丸跡に仙台城見聞館があり、三の丸（東丸）の仙台市博物館にガイダンス機能を付与しています。また、今後追廻地区に整備される予定の青葉山公園（仮称）公園センターは、青葉山公園全体の施設ですが、「～ここから始まる仙台・青葉山の魅力発見～ 仙台城跡の歴史的風情と豊かな自然が織りなす青葉山公園のエントランス」という機能コンセプトが与えられているように、仙台城跡のガイダンス機能を担っています。公園センターとその周辺の整備にあたっては、仙台城跡の一画であり史跡指定地に隣接していることから、遺構の保存と周辺の景観と調和のとれた建築等となるよう十分な配慮を求めます。

整備基本計画では、これ以外の場所にガイダンス施設やガイダンス機能が必要かどうかを検討し、整備にあたっては、遺構の保存や景観に配慮したものとなるよう努めます。

(4) 便益管理施設の整備（設置）に係る技術的手法

便益施設は、整備基本計画において、動線計画を踏まえた適切な場所を計画し設置します。設置にあたっては、事前に発掘調査を行い、遺構保護の対策をとったうえで、周辺の景観に調和する施設とします。

(5) 周辺に所在する他の文化財との連携を視野に入れた情報提供に係る技術的手法

東北大学学術資源研究公開センター植物園（以下、東北大学植物園という）は、史跡指定範囲であるとともに天然記念物に指定されています。近世期は仙台城の御裏林であり、城郭の遺構は少ないものの、堀切、平場、御清水（本丸水源）などの遺構が確認されています。これらの遺構の活用については、東北大学による植物園としての保存と活用事業を踏まえ、東北大学と連携して検討していきます。

通常の整備事業であれば、遺構の顕在化、園路の設置、解説板の設置、廃城後の工作物の撤去などが考えられますが、天然記念物指定地内であるため植生環境の保存が優先されますので、整備手法には工夫が必要です。東北大学植物園をはじめ、有識者の助言指導を得て、県、文化庁とも調整しながら整備について検討していきます。

天然記念物の範囲外には、御清水から導水し西門から城内に水を運び入れるための貯水槽施設（石垣）があります。御清水の整備の際には一体とした整備が必要と考えられます。

3 実施期間・手順

整備の具体的な内容と時期については整備基本計画に記載しますが、短期的、中・長期的な進め方については、「第11章 施策の実施計画の策定・実施」の章に記載します。

第10章 運営・体制の整備の方向性と方法

第1節 方向性

史跡の保存、活用、整備については、今後とも史跡の管理団体である市が主体となり、土地所有者とも連絡調整を図りながら進めています。市の内部では、文化財部局と公園部局、観光部局等の連携体制を維持します。文化財部局においては、現在専門職員を配置していますので、今後も体制維持に努めます。

ボランティアガイドなどの市民団体の活動を支援したり、共にイベントを実施するなどの協働を進めます。

観光関連団体からの企画の提案を取り入れたり、共に事業を行うなどにより、観光面での施策を進め、交流人口の増加に寄与します。

各種事業の計画、実施にあたっては、有識者による委員会の助言指導を得るとともに、宮城県教育委員会、文化庁などとの連絡調整を行いながら進めます。

第2節 方法

1 通常の維持管理、保存と公開に関する運営・体制の整備

通常の維持管理については、管理団体が主体となって実施する体制を維持します。都市公園として使用されている範囲は公園部局による管理が行われていますが、それ以外については、土地の所管部局の管理となっていますので、市内部での連携を図り、一体的な維持管理を行うよう努めます。大学管理地や法人所有地についても、適切な維持管理が行われるよう調整に努めます。また、市民ボランティアによる除草の実施など、維持管理の面での市民協働の可能性について検討を進めます。

活用事業にあたっては、文化財部局が主体となり進めますが、観光部局が企画するイベントなどの事業もありますので、関係部局間での連携を図りながら進めます。また、ボランティアガイドなどの市民活動団体、観光関係諸団体などとの連携を図り、仙台城跡に関する情報発信やイベントの実施など、さまざまな活動を協働して行います。

なお、一つの部局に寄せられた市民活動団体からの要望などへの対応について、他の関係する部局でも情報共有できるよう、普段からの連絡調整に努めます。

2 整備事業に関する運営・体制の整備

整備事業については、文化財部局が整備基本計画に基づき計画的に進めます。実際の施工にあたっては、設計、監理を担う技師を擁する公園部局の技術的支援を仰ぐことが必要ですので、計画段階から、文化財部局と公園部局で連絡調整を図ります。また、公園部局により都市公園の維持管理のための改修工事などが行なわれる際は、遺構を保護し史跡の価値に影響を与えない工事内容となるよう、計画段階から文化財部局との間で十分調整します。

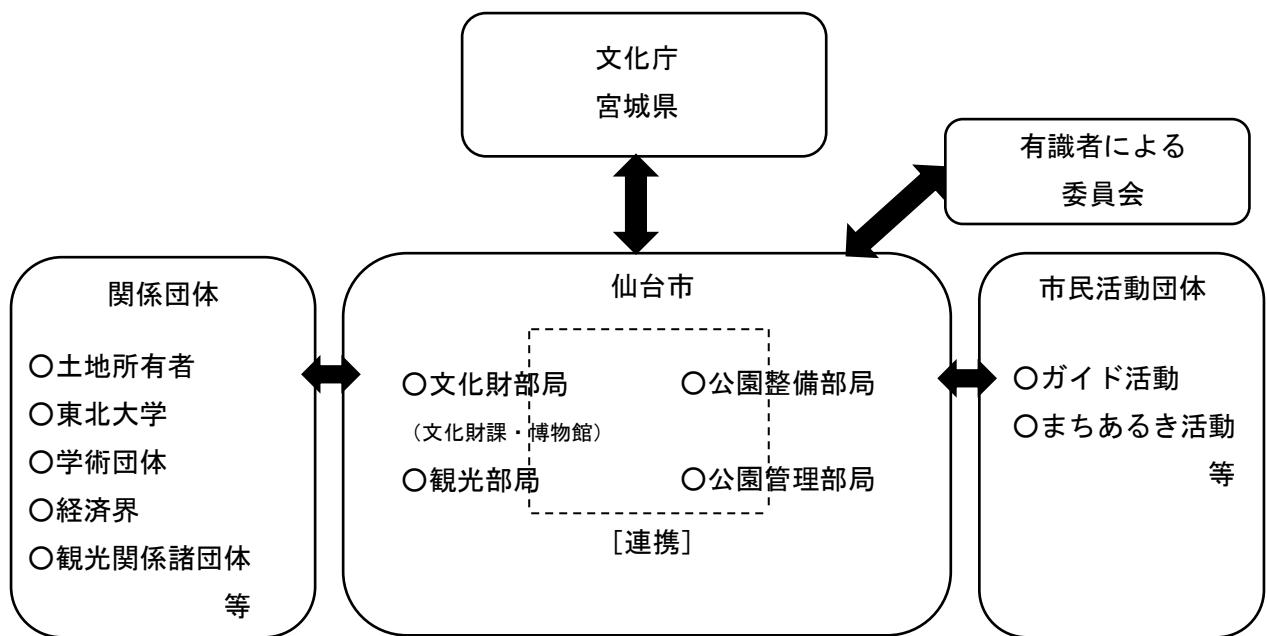


図 10-1 運営・体制のイメージ

第11章 施策の実施計画の策定・実施

今後進めるべき施策について、短期的（概ね10年程度を想定）に実施すべきものと、中・長期的に実施すべきものを以下に示します。

整備の具体的な内容や時期等については整備基本計画に示すこととします。現行計画として「仙台城跡整備基本計画」（平成17年3月）がありますが、策定から時間が経過していることから早期に見直す予定です。見直し完了までの間は現行の整備基本計画に依りますが、見直し完了後は、新たな整備基本計画の内容に基づき事業を遂行していきます。

また、仙台城跡において懸案である大手門等の復元整備のありかたについて、現時点での考え方を示します。

1 短期的に実施すべき施策

- 仙台城跡全体を対象とした調査・研究を継続して実施し、調査成果は様々な手法により広く公開します。
- 平成17年3月に策定した「仙台城跡整備基本計画」の見直しを行い、見直し完了後は計画に基づき整備事業を進めます。
- 遺構保存、史跡見学環境の維持、眺望の維持などの点から、植生環境の適切な管理が課題ですので、現況の植生調査成果に基づき、遺構保存や史跡景観がどうあるべきかとの観点から、史跡仙台城跡の景観と植生管理の方針を検討します。
- 石垣の維持管理のために、石垣測量を実施し、石垣カルテの作成を行います。
- 史跡地内にある市道の車両通行と遺構保存の両立を図るため、暫定的な対策について検討します。
- ボランティアガイド活動をはじめとするさまざまな市民活動との連携を継続し、その課題については対応を検討します。

2 中・長期的に実施すべき施策

- 仙台城跡全体を対象とした調査・研究について継続して実施し、調査成果は様々な手法により広く公開します。特に、文献・絵図等の歴史資料に関する調査・研究については、博物館や東北大学等、専門の機関とも連携し充実を図ります。
- 保存と活用のための整備について、整備基本計画に基づき計画的に実施します。
- 史跡仙台城跡の景観と植生管理の方針に基づき、樹木の剪定や伐採、除草などを計画的に行い、遺構を保存し、史跡の良好な景観及び見学環境を維持します。
- 史跡地内を通る道路について、中・長期的にそのあり方を検討します。

3 大手門等の復元整備について

- 大手門及び巽門については、復元の根拠となる資料が存在し、平成17年3月に策定した整備基本計画において復元整備することとしています。本計画においてもこの方針を継承し、活用のために復元整備する対象とします。
- 大手門については市民から復元の要望がありますが、復元する場合、その場所が市道の上と

なり、市道の機能代替が必要となることや、隣接する脇櫓をあわせて再建する必要性など、解決すべき課題があります。したがって、整備のあり方や時期について、課題をめぐる状況等を踏まえながら、継続して検討する必要があります。

- 翼門についても、整備のあり方や時期について、今後検討していきます。
- 復元整備に至るまでの間は、大手門等に関わる可能な範囲での調査を実施するとともに、調査成果の公開や活用を進め、大手門等の価値について、市民や来訪者に分かりやすく伝えるよう努めます。

短期的施策	中・長期的施策
<ul style="list-style-type: none"> ・調査・研究の継続的な実施 ・調査成果等の公開 ・整備基本計画の見直し ・石垣測量の実施と石垣カルテの作成 ・景観と植生管理に関する方針の検討 ・車両通行と遺構保存対策（暫定） ・市民活動との連携策を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査・研究の継続的な実施 ・調査成果等の公開 ・整備基本計画に基づく整備の実施 ・景観と植生管理に関する方針に基づく維持管理の実施 ・遺構保存と活用の点からの、史跡地内の道路のあり方を検討



図 11-1 大手門跡の位置と市道



図 11-2 大手門跡の現況



図 11-3 大手門の古写真
(仙台市博物館所蔵)

第12章 経過観察

第1節 方向性

保存・活用・整備、運営・体制の整備の各々に関する各種の施策の実現状況を把握するために、定期的に自己点検を行います。自己点検はいわゆる、PDCAサイクル※の考え方に基づき、実際の事業を通じて実現した内容が、企画及び計画の段階において掲げた目標をきちんと達成できているか、実際にに行っている公開及び運営が当初の計画どおりに進められているか等の点について確認、評価し、必要な場合は内容の改善につなげます。また、自己点検を行うことにより、事業の関係者間において目標達成のための意識を高め、相互の連携及び協力を円滑に進めることができるようにします。

※PDCAサイクル：Plan（計画）Do（実施・実行）Check（点検・評価）Act（処置・改善）の頭文字。業務の計画を立て（plan）、計画に基づいて業務を実行（do）し、実行した業務を評価（check）し、改善（act）が必要な部分はないか検討し、事業の推進を図る。

第2節 方法

1 自己点検の実施

自己点検は別添の自己点検表を参考にした点検表を用い、保存・活用・整備、運営・体制の整備の各々に関する各種の施策の実現状況を把握します。

自己点検は2年ごとに行い、点検結果は有識者等による委員会に報告し、助言指導を得ることとします。

2 計画の見直し

本計画はおおむね20年程度の計画期間としていますが、10年程度が経過した段階で見直しの必要性について検討します。また、定期的な自己点検の結果や周辺環境の変化等により事業内容の改善の必要がある場合にも、見直しの必要性について検討します。

表 12-1 史跡等の自己点検表（案）

史跡等の名称					
管理団体、所有者名					
項目	実施例	取組状況			
		未取組 である	計画中	取組済	備考 (現状、目的、成果等を記入)
(1) 基本情報に関すること	ア) 標識は適正に設置されているか	1	2	3	
	イ) 境界標の設置、現地での範囲の把握はできているか	1	2	3	
	ウ) 説明板は設置されているか	1	2	3	
(2) 計画策定等に関すること	ア) 保存活用計画は策定されているか	1	2	3	
	イ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	ウ) 保存活用計画書の見直しは実施されているか	1	2	3	
(3) 保存に関すること	ア) 指定、選定時における本質的価値について十分把握できているか	1	2	3	
	イ) 調査等により史跡等の価値等の再確認はできているか	1	2	3	
	ウ) 専門技術者の参加、連携は図られているか	1	2	3	
	エ) 史跡等の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか	1	2	3	
	オ) 災害対策は十分されているか	1	2	3	
	カ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(4) 管理に関すること	ア) 日常的な管理はされているか	1	2	3	
	イ) 特別な技術等が必要な部分の管理はされているか	1	2	3	
	ウ) 史跡等周辺の環境保全のために、地域住民や関係機関との連携が図られているか	1	2	3	
	エ) 条例、規則、指針等、環境保全の措置を定め、実行しているか	1	2	3	
	オ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(5) 公開、活用に関すること	ア) 公開が適切に行われているか	1	2	3	
	イ) 史跡等の本質的価値を学び理解する場となっているか	1	2	3	
	ウ) 市民の文化的活動の場となっているか	1	2	3	
	エ) まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか	1	2	3	

項目	実施例	取組状況			
		未取組	計画中 である	取組済	備考 (現状、目的、成果等を記入)
(5) 公開、活用に關すること	オ) 文化的観光資源としての活用がされているか	1	2	3	
	カ) 体験学習等は計画的に実施しているか	1	2	3	
	キ) パンフレット等は活用されているか	1	2	3	
	ク) 外国人向けの対応はなされているか	1	2	3	
	ケ) ガイダンス等の施設は十分に活用されているか	1	2	3	
(6) 整備に關すること	ア) 整備基本計画は策定されているか	1	2	3	
	イ) 史跡等の表現は、学術的根拠に基づいているか	1	2	3	
	ウ) 遺構等に影響がないように整備されているか	1	2	3	
	エ) 修復において、伝統技術を十分尊重して実行できたか	1	2	3	
	オ) 整備後に、修復の状況を管理しているか	1	2	3	
	カ) 復元展示において、当時の技法、意匠、工法、材料について十分検討したか	1	2	3	
	キ) 活用を意識した整備が行なわれているか	1	2	3	
	ク) 多言語に対応した整備が行なわれているのか	1	2	3	
	ケ) 整備において目指すべき環境等の姿を実施できたか	1	2	3	
	コ) 整備基本計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(7) 運営・体制・連携に關すること	サ) 整備基本計画の見直しはされているか	1	2	3	
	ア) 運営については適切に行われているか	1	2	3	
	イ) 体制については十分であるか	1	2	3	
	ウ) 他部署との連携については十分であるか	1	2	3	
(8) 予算に關すること	エ) 地域との連携については十分であるか	1	2	3	
	ア) 予算確保のための取組みはあるか	1	2	3	

(文化庁『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』より引用)

